

新婚家庭の家賃を助成します

対象	・申請時に婚姻日から3年以内であり、どちらも40歳未満のご夫婦 ・家賃額5万円以上
助成額	月額1.5万円(家賃から住宅手当を控除した実質家賃負担額が1.5万円未満の場合はその金額) ※交付は年度末にまとめて行います。
助成期間	申請のあった翌月から最長48か月間

※この他にも交付の要件があります。
※令和6年3月31日以前に入居(住民登録)された方は、制度内容が異なります。詳細は市ホームページをご確認ください。



▲4月1日以降に入居
(住民登録)された方



▲3月31日以前に入居
(住民登録)された方

問 定住推進課 定住推進G ☎52-1111 内線123

市内に住宅を取得した子育て世帯、
新婚世帯等に住宅取得奨励金を交付します

対象	対象住宅の所有者で、所有権の保存または移転登記が完了した日現在、以下のいずれかにあてはまる方。 ①中学生以下のお子さんがあるご家族 ②結婚から5年以内のご夫婦 ③①または②にあてはまるご家族と新たに同居する父母・祖父母
奨励金の額	新築住宅・建売住宅 50万円 中古住宅 25万円
転入加算	市外から転入した方には、奨励金に20万円を加算します。 ※世帯員全員が転入者(対象住宅の工事請負契約・売買契約の日以降に市外から転入した方)の場合に限る。
水道加入金助成加算	新築・建売住宅の場合、奨励金に給水管の口径に応じて助成金を加算します。 給水管の口径13mm：12万円 20mm以上：19万円

※この他にも対象者や対象住宅についての要件があります。
詳細や申請方法などは市ホームページでご確認、または電話でお問い合わせください。



▲詳細

問 定住推進課 定住推進G ☎52-1111 内線123

ご存知ですか？木造住宅建設助成制度

市では、「林業の振興」と「地域産業の育成」のため、市産材(市内で生産された木材)を使用して住宅を新築する方に助成金を交付しています。

対象	①市内に自ら居住するための住宅を建設し、工事完了後速やかに入居できる方 ②市税を滞納していない方 ③市内の建設業者が施工する住宅であること ④市産材を5㎡以上使用する新築の住宅(日常生活機能が整備されていること)であること ⑤助成金の申請日から1年以内に建設工事が完了すること
助成金額	1㎡あたり4万円 (上限は一戸あたり60万円)
申請期限	工事着手日の10日前まで

問 農林振興課 農林整備G ☎52-1111 内線205

竹材粉碎機(ウッドチップパー)貸し出します

森林整備を推進するため、森林環境譲与税活用事業により導入した竹材粉碎機(ウッドチップパー)の貸出を行っています。ぜひご利用ください。

対象	・森林環境ボランティア団体と、これに類する団体 ・行政区 ※個人、営利団体への貸出は行っていません。
貸出機械	共立ウッドチップパー KCM122S ※軽トラックで運搬可能です。積載用のアルミブリッジ、固定用ロープもあわせて貸し出します。

詳しくは、農林振興課までお問い合わせください。

問 農林振興課 農林整備G ☎52-1111 内線205

主食用米から飼料用米等への転換のお願い

主食用米の需要量が毎年10万トンずつ減少する中、稲作経営の安定を図るため、飼料用米等へ転換のご協力をお願いしています。

すでに田植が終了した主食用米でも、7月1日までに変更手続きを行えば、飼料用米として取り扱うことができ、作付面積に応じて交付金が支払われます。

需要に応じた米の生産の取り組みについて、ご理解とご協力をお願いします。

問 常陸大宮市農業再生協議会 ☎0295-52-6613